

クリアランス集中処理事業に関する利用政策上の位置づけについて

令和 5 年 7 月 31 日
資源エネルギー庁

クリアランス物については、今後、原子力発電所の廃炉が本格化する中、増加が見込まれるため、この再利用を促進していくことは、廃止措置の円滑化や資源の有効活用の観点から重要と認識。

資源エネルギー庁としては、原子力事業者が廃炉を安全かつ円滑に実施できるよう、福井県が検討しているリサイクルビジネスに対しても、福井県や事業者等と連携して、サポートを行っていく方針である。

なお、令和 5 年 4 月 28 日に原子力関係閣僚会議決定された、「今後の原子力政策の方向性と行動指針」においても、福井県等の自治体関係者を含むリサイクルビジネスの組成と連携・協働を記載している。

【参考】「今後の原子力政策の方向性と行動指針」における該当箇所

2. 各課題への対応の方向性と行動指針

(4) 再処理・廃炉・最終処分プロセス加速化②廃炉の円滑化に向けた取組

② 廃炉の円滑化に向けた取組

(略)

また、クリアランス対象物のフリーリリースを見据えた理解活動を推進するとともに、福井県等の自治体関係者を含むリサイクルビジネスの組成と連携・協働する。

(略)

ii) クリアランス対象物の再利用促進に向けた国及び事業者の取組

- クリアランス対象物の再利用のための実証、その安全性確認や再利用方法の合理化の推進
- クリアランス制度の社会定着に向けた、制度や安全面等に関する理解活動の強化
- 福井県嶺南 E コースト計画等のリサイクルビジネスの組成との協働やサポートの強化

以上